

南アルプス市観光協会助成金交付規程

(目的)

第1条 この助成金は、観光振興事業の実施に当たり、本市の観光資源を活かし、本市の交流人口の増加及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成金の対象者（以下「対象者」という。）は、一般社団法人南アルプス市観光協会（以下「協会」という。）の会員（法人会員の場合は、その代表者）が主たる運営者であるもので、次の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 代表者が成人（満18歳以上）であり、3人以上で構成された団体
- (2) 市内に事務所又は活動拠点がある団体
- (3) 定款、約款等を有する団体

(対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業（以下「助成金対象事業」という。）は、事業の目的及び内容が、本市の観光振興につながるイベント、催し物又は行事等であると会長が認めたものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金は、毎会計年度予算の範囲内とし、対象経費、交付額上限及び補助率は別表のとおりとする。

2 前項に規定する助成金は、1団体につき通算3回を限度とする。

(申請)

第5条 対象者が助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書兼収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出は、同一会員が異なる団体の主たる運営者となっているときは、同一年度につき1団体のみ行うことができる。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、速やかに交付の決定をし、助成金交付決定通知書（様式第2号）により対象者に通知するものとする

2 会長は、前項の規定による交付決定に際し、助成金に係る適正な予算執行を図るため必要があると認められるときは、条件を付することができる。

(事業計画等の変更及び承認)

第7条 対象者は、事業計画の内容を変更しようとするとき（事業の中止を含む。）は、助成金交付内容等変更申請書（様式第3号）をあらかじめ会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認められたときは助成金交付内容変更・中止

承認書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 対象者は、助成金対象事業の完了後1月以内に、助成金実績報告書（様式第5号）に事業報告書、事業収支決算書その他必要な書類を添え、会長に提出しなければならない。

（助成額の確定）

第9条 会長は、前条の規定による実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金対象事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合するものであると認めるときは、交付すべき助成金の額を決定し、助成金決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第10条 対象者は、前条の規定による決定通知を受けた日から起算して10日以内に助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、助成金請求書を受領後1月以内に支払うものとする。

（決定の取消し等）

第11条 会長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） 助成金を他の用途に使用したとき。
- （3） 提出書類が事実と相違しているとき。
- （4） 助成金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

（重複受給の禁止）

第12条 助成金対象事業の実施に当たり、他の補助金等を受給している又は受給の見込みがある場合は、対象経費を区分けしても、この助成金は受けられないものとする。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	交付額上限	補助率
人件費、報酬、旅費、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金（研修費を含む。）、公課費	200,000円	9/10